

# 分別方法、捨てる時間、集積所の管理など ルール守ってゴミ出しを

町内で、ゴミが収集業者に回収されずに放置されているとの声が多く寄せられています。分別がきちんとされていないゴミは回収できず、悪臭などの原因にもなります。回収されなかった場合は各自責任を持って持ち帰り、正しく分別をしてから出し直してください。

■今一度ご確認を！

◎可燃・不燃・資源ごみの収集日をそれぞれ確認しましょう。

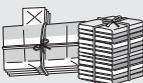
◎収集日の午前8時までに出しましょう。

◎ゴミは正しい分別方法で行いましょう。

◎ゴミは1世帯2袋までを守りましょう。

◎集積所の管理は、各地区で協力して行いましょう。

皆さんでルールを守り、きれいな町を守りましょう。

ごみの分別方法	
○赤色の指定袋へ 可燃ごみ/不燃ごみ	⇒  赤色の字
○茶色の指定袋へ 紙製容器包装	⇒  茶色の字
○透明・半透明の袋へ ペットボトル/びん類/缶類/ 白色トレイ/乾電池/蛍光管	⇒  透明・半透明
○青色の指定袋へ プラスチック製容器包装	⇒  青色の字
○紙ひもで十文字にしぼる 飲料用紙パック/雑誌/新聞紙/ ダンボール	⇒ 

※レジ袋や他市町村のごみ袋は使用できません。  
※それぞれ種類ごとに分別し、袋に入れてください。

## ごみ集積箱購入費用 町が一部補助します



ごみ集積箱を利用してきれいな町に

町では、ステーション用のごみ集積箱を共同購入する際、費用の一部を補助しています。新たにステーションの設置を計画している場合やごみ集積箱の増設を検討している場合は、事前にご相談ください。

▽補助額 購入費用の2分の1以内（限度額3万円）

◆申込先・問い合わせ 町町民課環境衛生係（☎82-1311）内線125、126）へどうぞ。

## 国保学生用保険証 交付手続きはお早目に

国民健康保険被保険者が、修学のために住所を町外に移す場合、学生用の国民健康保険被保険者証を新たに交付しますので、次の物をお持ちになり手続きをしてください。すでに交付を受けている人も、継続する場合や資格喪失の際には手続きが必要です。

▷持ち物 印鑑、国民健康保険被保険者証、世帯主と転出者のマイナンバーが分かるもの（通知カード、マイナンバーカードなど）に加え、それぞれ次の物をお持ちください。▶**新規申請**…合格通知書（入学後に申請する場合は、継続申請と同様の証明書の提出が必要です）▶**継続申請**…新年度の在学証明書もしくは平成30年4月以降の有効期限が記載された学生証▶**資格喪失**…卒業証明書や退学通知書、就職先で交付された被保険者証など、学生でないことを証明する書類

◆問い合わせ 町町民課国民健康保険係（☎82-3111内線131）へどうぞ。

## 講師を呼んで有意義な活動に 団体活動支援事業のご活用を

町では、町内の生涯学習活動を行う団体が、講師を招いて活動を行った際の謝礼金を助成します。事業を活用するためには、事前登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▽事前登録期間 3月19日～来年1月31日

▽支援を受けられる期間 5月1日～来年2月28日

▽支援を受けられる回数 1団体1事業までとし、5回まで  
※他団体の活用状況により、支

援助数が増える場合があります。

▽活動場所 町内公民館、コミュニティセンターおよびその他公共施設

▽支援を行う活動の例 ▼生け花の先生を招き、生け花教室を開催▼パソコン操作に詳しい人を招き、操作方法を学ぶなど

※原則講師は町内在住者とします。

◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課社会教育係（☎82-1311）内線622）へどうぞ。